

地域密着型通所介護・指定相当通所型サービス

デイサービスセンター絆 黒川 契約書

デイサービスセンター絆黒川（以下、事業者といいます）、地域密着型通所介護・指定相当通所型サービスを利用するにあたり、次のとおり利用契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は介護保険法等の関係諸法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、第4条及び5条に定める通所介護サービス、指定相当通所型サービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定等有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等有効期間の満了日をもって契約期間の満了とします。
- 2 前項に定める契約期間満了日の7日前までに利用者からの更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は自動更新され以降も同様とします。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定等有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に要介護状態区分の変更を受け、要介護認定等有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定等有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（通所介護計画・指定相当通所型サービス計画書）

- 1 事業者は、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画（以下、「居宅サービス計画等」といいます。）に沿って「通所介護計画・指定相当通所型サービス計画」を作成し、これにしたがって計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容の変更や、提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画等の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画・指定相当通所型サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、速やかに居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者又は指定相当通所型サービス支援事業者（以下、「居宅介護支援事業者等」といいます。）への連絡調整等の援助を行います。

第4条（介護サービス記録・指定相当通所型サービス記録）

- 1 事業者はサービスを提供した際には介護サービス記録（通所介護記録）等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、必要に応じて

利用者の確認を受けることとします。

- 2 事業者は、介護サービス記録等の記録を完結した日から2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧・謄写いたします。謄写に際して、事業者は利用者の実費負担を求めることができることとします。

第5条（介護サービスの内容等）

- 1 事業者は、利用者に対し、第3条により作成された利用者のための通所介護計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。
- 2 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者、家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条（利用者負担金およびその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに重要事項説明書に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

利用料金（通所介護） 7時間～8時間

要介護状態区分	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担金 (1割負担の場合)
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,900円	890円
要介護3	10,320円	1,032円
要介護4	11,720円	1,172円
要介護5	13,120円	1,312円

- * 送迎時における居宅内介助が居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられている場合には、送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所サービスの所要時間を含めます。

加 算 項 目	自 己 負 担 額	加算内容
入浴介助加算Ⅰ	40円／1日	入浴した時
<u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ)</u>	合計金額に、 <u>11.5%</u> をかけたもの	介護サービスで働く介護職員 のためのキャリアアップの仕 組みを作り、職場環境の改善を 行い、介護職員の質の高いケア を実施する（賃金）
減 算 項 目	自 己 負 担 額	減算内容
送迎を行わない場合の評価	－47円／片道	施設送迎を行わずに来ら れた場合（家族送迎等）

介護保険給付対象外サービス

項 目	費 用	備 考
食 費（昼食）	7 5 0 円／1 食	おやつ・飲料代含む
食 費（朝食）	2 5 0 円／1 食	飲料代含む
食 費（夕食）	5 5 0 円／1 食	飲料代含む
オムツ代	実費	
提供時間を超えて利用	1, 0 0 0 円／3 0 分	1 5 : 5 5 以降利用

利用料金（指定相当通所型サービス）

要介護 状態区分	要支援 1		要支援 2	
	1 月あたりの 利用料金	介護保険適用時 1 月あたりの自己負担額 （1 割負担）	1 月あたりの 利用料金	介護保険適用時 1 月あたりの自己負担金 （1 割負担）
介護費	17,980 円	1,798 円／月	36,210 円	3,621 円／月

* 送迎・入浴費は介護費に含まれます。

加 算 項 目	自 己 負 担 額	加算内容
<u>介護職員等処遇改善加算 （Ⅱイ）</u>	合計金額に、1 1 . 5 % をかけたもの	介護サービスで働く介護職員の ためのキャリアアップの仕 組みを作り、職場環境の改善を 行い、介護職員の質の高いケア を実施する（賃金）
減 算 項 目	自 己 負 担 額	減算内容
送迎を行わない場合の評価	－ 4 7 円／片道	施設送迎を行わずに来所・帰 所された場合（家族送迎等）

介護保険給付対象外サービス

食費（昼食）	7 5 0 円／1 食	（おやつ・飲料代含む）
食費（朝食）	2 5 0 円／1 食	（飲料代含む）
食費（夕食）	5 5 0 円／1 食	（飲料代含む）
オムツ代	実費	
提供時間を超えて利用	1, 0 0 0 円／3 0 分	1 5 : 5 5 以降利用

2 前項に定めるサービスについては、利用者は、関係法令に基づいて定められた利用者負担金、ならびに、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 第2項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者又は家族に対して、変更を行う旨の説明をし、同意をいただいた上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

4 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヵ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

5 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画等の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

6 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第4項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第7条（利用者の解約権）

1 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

第8条（事業者の解約権）

1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

第9条（契約の終了）

1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

（ア） 第2条第2項の規定により、利用者から更新拒絶の意思表示があったとき。

（イ） 第6条第6項の規定により、事業者から解除の意思表示がなされたとき。

（ウ） 第7条の規定により、利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。

（エ） 第8条の規定により、事業者から解約の意思表示がなされたとき。

（オ） 利用者において、以下の理由によるサービス提供の必要がなくなったとき。

① 利用者が要介護認定を受けられなかったとき。

② 利用者が要介護認定の更新において、自立と認定されたとき。

③ 利用者が死亡したとき。

第10条（秘密保持）

1 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（損害賠償）

1 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、その限りではありません。

第12条（苦情対応）

1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支

- 援専門員、市担当課または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 13 条（ハラスメント）

- 1 利用者・家族から暴力やセクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、相談窓口（包括支援センター等）へ報告・相談を行います。

第 14 条（契約外事項）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係諸法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

本契約を証するため、利用者、事業者は署名押印の上、本契約書を 2 通作成し、利用者、事業者各 1 通保管します。

令和 年 月 日

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

利用者	住 所	
	氏 名	ⓐ
代理人	住 所	
	氏 名	ⓑ
	続 柄	

当施設は、利用者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

事業者	住 所	島根県浜田市黒川町 108 番地 49
	事業者名	有限会社 二本木建築 デイサービスセンター 絆 黒川 ⓐ